明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令（**財務**四九）　一

〔告　示〕
○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（**厚生労働**三五三）　三
○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（**同**三五四）　九

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園平成二十一事業年度財務諸表、平成二十二年度公害防止管理者等資格認定講習、企業年金基金設立関係　一〇六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一四
会社その他
会社決算公告　一五
一九

省令

○財務省令第四十九号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百六条第一項及び第百四十四条並びに国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第三十九条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月二十七日

財務大臣　野田　佳彦

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式（その一）から同書式（その十）までを次のように改める。